

A presentation slide titled 'OSS License Checked!' in large blue letters. Below the title is a subtitle 'Open Developers Conference 2017 Tokyo'. The slide features the NEC logo and the tagline 'Orchestrating a brighter world'. A green decorative bar at the bottom contains the text '作ってからでは後の祭り。 OSSライセンスについても設計しよう'.

Orchestrating a brighter world

ア~エで正しいと思うものでここで問題です
着手をお願いします。

Q. GPLv2/OSS+Apache License 2.0のOSSを改造して
結合したプログラムを開発した場合、
無料でもソースコードを公開しても
パッケージソフトとして販売できない、その理由はどれか。

ア. GPLはいかなる条件でも販売を禁止しているため
イ. 何をして著作権侵害になるため
ウ. ソース開示必須のOSSと必須ではないOSSとは
思想的に矛盾するため
エ. GPLがApacheとの結合を禁止しているため

OSSのメリット

無償で入手できるものが多いため、初期導入コストの抑制が可能
自分で充分検証から本格導入が可能

ただし、すべて丸投げすれば、割高になる可能性大
→入手可能なソースコードを解析し、自分のものにすれば費用対効果が大きい

>OSSの本質は、理済した者にメリットがある。
最近は、業界標準のツールとしての位置づけが大きくなり
使われる機会が増えている

2017年 白動車業界 2002年 信儀業界
 CARRIER GRADE LINUX

OSSライセンスには、どんな条件が書かれているか
 各ライセンスで表現は様々ですが…

●著作権表示、条文本文、免責条項	BSDライセンス など
を見えるように(コピー)すること、など	GPLなど
●バイナリのソースコードを	
(または、その申し出を)添付すること、など	

さて、これらは、義務ではなく、条件ですが、何の条件か？

BSDライセンスだけは、ヘッダに書けろぐらいい言い

[FreeBSD_10_1src/sys/conf/command.c](#)

FreeBSD_10_1src/copyright

4BSD

OSSライセンスの位置づけ

I OSSライセンスは、OSSの運営者が再販など作業権の行使の許諾

著作権を行使しないなら、ライセンス条件は関係ない

著作権を行使するなら、ライセンス条件を守らなければなりません

「なぜOSSを使おう開発して、ソースコードは大丈夫か？」
「どういうわりにしたらソース開発しないくとも良いのか？」
という問いは、著作権を行使する運営者が明らかにしなければ
オセンス

OSSライセンスとソフトウェアライセンスの違い

主な許諾形態

左側の「OSSライセンス」と右側の「ソフトウェアライセンス」は、両用型ライセンスなどに使用されるソフトウェアライセンス。

双方の合意(agreement)によって成立

なぜなら、著作権者に使用権は存在している。使用を許諾する権利といつもののが存在しないため、クリックするときにリクリッピングで既に権利の移転をなしている。

双方の合意による契約

左側の「OSSの複製・提供」→右側の「権利移転」

一方、GPLなどは、既成のOSSライセンスでは、一方的な許諾という本質の構造の「ライセンス」です。

一方的な許諾→ライセンス

左側の「OSSの複製・提供」→右側の「権利移転」

3.主なライセンス制度(追加)

OSSライセンスとソフトウェアライセンスの違い(3/3)

・ソフトウェアライセンス(プログラム使用を制限)実行の権限を貸すとの差異です。中に含まれる権限を明確に定めることで可視化なら、商的ソフトウェアライセンスを購入することになります。

SW/IW	SW/IW
・複数のライセンス	・複数のライセンス
・プロダクト	・プロダクト
・機能	・機能
・操作権限	・操作権限

・一方、著作権に基づいているOSSライセンスは、許諾範囲は**全**のプログラムの操作作業。PPは一概に許諾範囲に含まれてからなります。その場合、それぞれのOSSライセンスの範囲で、つまり、各自が使う必要があります。

SW/IW	(OSS)ライセンス1	(OSS)ライセンス2	(OSS)ライセンス3
・プロダクト1			
・プロダクト2			
・機能3			
・操作権限3			

2009年12月14日 CNETに「Best Buyなど14社がGPL違反で訴訟された」
 SFCL: Software Freedom Law Center <http://open.cnet.net/jp/sfcl/2426535>

1. Best Buy's LCD TV/Display ブルーレイ・ブレイバー
2. Samsung's LCD TV HDテレビ
3. Haier's LCD TV デジタルハイビジョン
4. JVC's LCD/HDTV and IP Network Camera
5. Western Digital's WD TV HD Media Player 長崎カムフラ
6. Bosch's Security System DVR
7. Philips' HDTV routers and IP Motion Wireless Camera
8. Humax's HDTV DVR
9. Compaq's bonded modems ルーター
10. D-Link's wireless digital media player
11. Veris Technologies' dual-disk outdoor wireless access point
12. ZyXEL's 4 Port Router
13. Astak's security camera system with DVR and harddisk system
14. GCT's digital music controller

6月7日付で、各社は「著作権停止による損害賠償を算定してみてください」との連絡を受けた。
 8月3日、米裁判所は訴訟を了却。合意により「9リトルの開発組織」が、「米国版（FAIR使用）」

このようなリスク(?)に対して、何をしなければならないか？

OSSは一般に他人の著作物

であることを理解し、
そのように扱うこと

なぜか？ 著作権も「ものへの支配権」の一つだから

著作権法入門、葉菜園、2009、P8

●豈立正（専門大学教授）、上野達広（立教大学教授）、佛山 久男（字語研究大学教授）／著

```

graph LR
    A[著作権者] --> B[有体物]
    A --> C[無体物]
    B --> D[標題]
    B --> E[創作]
    C --> F[用途]
    style A fill:none,stroke:none
    style B fill:#e0f2e0,stroke:#333,stroke-width:2px
    style C fill:#e0f2e0,stroke:#333,stroke-width:2px
    style D fill:#fff,stroke:#333,stroke-width:2px
    style E fill:#fff,stroke:#333,stroke-width:2px
    style F fill:#fff,stroke:#333,stroke-width:2px
    
```

著作権法入門
著作権者

有体物

無体物

標題

創作

用途

用途対象

用途手段

著作権者

著作権法入門
著作権者

有体物

無体物

標題

創作

用途

用途対象

用途手段

著作権者

2014年10月26日
発明の範囲

NEC

著作権(14)

日本国 著作権法 <http://www.gion.go.jp/tomita/sis/5454b0d4.html>

第三款 著作権に含まれる権利の種類
(複製権)

第二十九条 著作者は、その著作物を複製する権利を固有する。
…

(部活権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、改編美化し、その他翻案する権利を固有する。

著作権 (2)

アメリカ 著作権法 和訳 <http://www.ccc.jp/cclj/world/americ.html>

第106条 著作権のある著作物に対する訴訟的権利

第107条ないし第122条を条件として、本規則に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行なつたときは訴訟的権利を有する。

- (1)著作権のある著作物をコピーまたはコピーに擬似すること。
- (2)著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3)以下の範

	□×権利を有している人だけが許諾(ライセンス)可能
GPLでライセンスされたOSを複製、改変した著作物にも GPLを適用しなければならない。	

GNU GPLv2 第3条 <http://www.gnu.org/licenses/gpl-ja.html>

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、許諾条件1 (ISO2万字規制)
【プログラム】(あらゆる実行可能形式)をプロジェクトコードないし実行形式
で複製または逆さることができる。
許諾条件2
ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない。
a)著作物に、「プログラム」に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。 (48)
b)著作物に、(a)のソースコードを、→提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し込みを添える。 (47)(48)
許諾条件2
再頒布の前でなければ、「添付」は出来ないから、再頒布前の「条件」
→再頒布市の「問題」ではないから、それでは手渡し、既に著作権侵害

例えは、こんなサポート対応してしまう。

「ナード：「すでにパインがお届けしている間、ソースコードが公開されているんでしょうか？」
「うーん、それは、次回度に伺うからね。」

「パインが派生して、パインスナップリースコードを入手しようとしたとき、現在ではコード入手できません。」
「このような状況は、GPLに明らかに合意しない無いのでしょうか？」
「問い合わせたところ、その項目を記入しているのがおかしいですね。」

【ナード】「お手数をおかけしてご迷惑をおかけしますので、よろしくお詫び申します。」
「うーん、お詫び申しますわよお詫び申しますわよ。」

尚、具体的なリース日について、次回度のアワクンスさせて頂きます。
ご不便をお掛け申し訳ござりますが、よろしくお詫び申します。」

の受け答えは、他人の操作権を常に侵している自覚があるのだろうか…

「今お金を工面してからくらへ待てくね。
いわゆる、は、次回度に伺うからね。
と万引きが指された人言っているようなもの。」

仕事なら、なんでも契約を考えれば良いわけではない
仕事で利用する場合、「**著作権**」と考えないと危険

仕事で、「**GP**は契約」と考えると著作権侵害を招く。
そもそも、作成者は契約のつもりで作成していない。

The screenshot shows the official website for the GNU Operating System. The top navigation bar includes links for Home, About, Philosophy, Licenses, Education, and Help. Below the navigation is a large banner featuring a portrait of Richard Stallman. The main content area displays the title 'GNU Operating System' and a brief description of the system's philosophy and history. A sidebar on the right contains a link to 'For Developers'.

GPLは契約ではないならば、何か？

a licence is a **unilateral permission**, not an obligation, a **ライセンス**は**一方的な許諾**であり、(実際の)義務ではない

Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference; 22nd June 2006
<https://fife.campaigns.org/barcelona-moglen-transcript-en.html>での回答。

ユスティニアス法典...や法律の法理提要 (The Institutes of Justinian) 許用範囲

戦後、ライセンスに対する契約がにならかたといて、「ライセンス自体がライセンス（ライセンスの契約）ではない。ライセンス内に書いてあればそれは、ライセンス契約が成立するだけ。
※「ライセンス」と「ライセンスの契約」を区別すること

GPLでも、ライセンスは、伝播・感染するものではない

【 GPL】プログラムを元にプログラム全文に対して、 GPLが領有権となるが、 無効開発部員が、 GPLにはならないではない。そういう権利が付けてはならない。

しかし、あなたがたたかみ部分を「プロラム」を基にした著作 **全般の一部として譲渡する**ならでは、 **全般としての譲渡物**は、この著作権が複数に存在に変わらなければならない。

著作権CDを見るなど、それほど変化でない。

GPLv2が**二次的著作物の譲渡を自由に許す**といわれているわけだ。

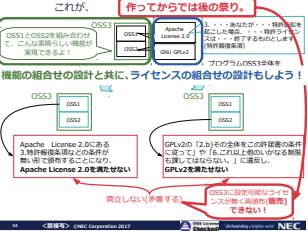
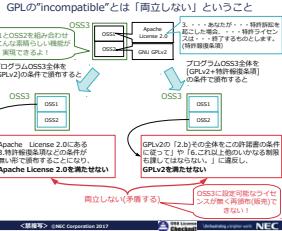




ある作家は、自分の著作を用了したCDでは著作権カードと一緒に詳しくじように、曲の楽譜を付ければならないなど、 いろいろなことを所述して二人と zwarいる。

この著作権の条件を、
GPLと呼ぶときどう

作家は、他のCDで著作を付ける必要は無い。つまり、 他のCDに GPLが貼り付け、購入する行為ではない 全体として一つの作品となると GPLだけの著作権



つまり、この問題の答えは

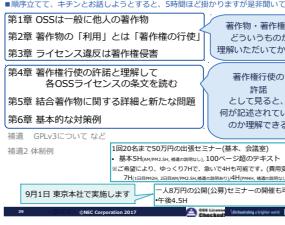
Q. GPLv2のOSSとApache License 2.0のOSSを改造して
結合したプログラムを開発した場合、
無料でもソースコードを公開しても
パッケージソフトとして販売できない。その理由は何か。

A. GPLはいかなる条件での販売を禁止しているため

イ. 何をしても著作権侵害になるため
ウ. ソース表示必須のOSSと必須ではないOSSでは
思想的に矛盾するため
エ. GPLがApacheとの組合を禁止しているため

知識の習得ではなく、理解しよう
OSSライセンスを、知識として習得しようとしても
OSSの専門業者が今年、新たに発信するほど延長した
いい加減な表現を習得しては危険でしょう。

「著作権」というもの理解して、
著作権に関する記述としてライセンス条文を理解する、
そんな、根拠や論理が真っ当な思考を心がけましょう。



コンサルティング・サービスのWebサイト

I OSSライセンス・コンプライアンス コンサルティング・サービス：

<http://jpn.nec.com/oss/osslc/>

I IPコンプライアンス・ソリューション:

<http://jpn.nec.com/oss/develop.html>